

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、平成6年3月にA市からB市に転出する際に、A市役所からもらった国民年金の記録には、申立期間について保険料が納付された旨記載されていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、申立期間前後の昭和58年5月から61年3月までの期間は国民年金に任意加入しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間の前後に当たる昭和57年10月1日から61年4月3日までの間、申立人の住所に変更は無く、申立人の夫も同一の仕事に継続して従事する等生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から40年3月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、当時、親が私の分の保険料を納付していたはずであり、国民年金加入当初の4か月分の未納は納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間当時、同居していたその両親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その両親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、保険料を完納していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年6月8日に社会保険事務所からA町に払い出されていることが確認できるところ、同町が保管する国民年金被保険者名簿の検認記録欄によると、申立人の同年4月から同年6月までの保険料は同年10月に納付されたことが確認でき、当該納付日時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年2月1日から11年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、8年2月から同年9月までの標準報酬月額を47万円に、同年10月から11年9月までの標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月1日から11年10月1日まで
② 平成12年8月1日から15年10月10日まで

年金事務所に株式会社Aに係る厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、当時の給与月額と標準報酬月額が相違していることが分かった。

私の申立期間当時の給与月額は51万円前後であり、給与が減額されたことはなかった。当時の給与明細書を添付するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成8年2月から同年9月までは47万円、同年10月から11年9月までは50万円と記録されていたところ、10年3月6日付けで、8年2月に遡って同年2月から10年9月までの期間が9万2,000円に減額訂正処理され、さらに、11年4月5日付けで、10年10月に遡って同年10月から11年9月までの期間が9万2,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、株式会社Aに係るオンライン記録によると、申立人と同様に平成10年3月6日付け及び11年4月5日付けの2回にわたり、標準報酬月額の記録が遡って引き下げられている同僚が11人確認できる上、別の同僚5人は、同年4月5日付けで標準報酬月額の記録が遡って引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書から、申立人は当該期間において上記遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、株式会社Aの申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、同社は社会保険料の滞納があったため、社会保険事務所に相談したところ、標準報酬月額を遡って引き下げることにより滞納保険料を減らす方法があるという助言を受け、事業主の指示により当該処理を行った。」旨証言している。

さらに、株式会社Aに係る商業登記簿謄本によると、申立人は同社の役員ではなかったことが確認できる上、申立人は、「同社がB市内で経営する店舗の店長兼C業務担当だった。」旨供述していることを踏まえると、申立人が同社において上記の遡及訂正処理に関与していた事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、平成10年3月6日付け及び11年4月5日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、8年2月から同年9月までは47万円に、同年10月から11年9月までは50万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、申立人は、「当該期間の給与月額は51万円前後であり、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与月額より低額となっていることに納得できない。」として申し立てている。

しかしながら、株式会社Aは、平成15年10月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から当該期間における申立人に係る厚生年金保険料の控除に係る関係資料を確認することはできなかった。

また、株式会社Aにおけるオンライン記録において、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成12年8月の随時改定及び13年10月の定時決定で32万円、13年11月の随時改定、14年10月及び15年9月の定時決定で24万円とされていることが確認できるところ、当該標準報酬月額が遡って減額訂正処理された形跡は見当たらないほか、同期間の標準報酬月額は、D健康保険組合における申立人の記録と一致している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成12年11月から13年4月までの期間、同年10月から14年2月までの期間、同年6月、同年8月から同年10月まで

の期間、同年 12 月、15 年 2 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、報酬月額に基づく標準報酬月額よりも低く、それはオンライン記録と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象にならないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成 12 年 8 月から同年 10 月までの期間、13 年 5 月から同年 9 月までの期間、14 年 3 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月、同年 11 月、15 年 1 月、同年 6 月及び同年 9 月については、申立人は、給与明細書を所持しておらず、また、株式会社 A は、当該期間当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、当該期間における保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月14日から同年5月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、昭和43年4月にA株式会社に入社し、50年に退職するまで継続して勤務しており、申立期間の記録は、本社からB支店への転勤時に欠落したと思われるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C健康保険組合及び雇用保険の加入記録並びに同僚の供述から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し(同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A株式会社は「当時の資料が無く分からない。」旨回答している上、当時の事業主及び同僚等からの供述は得られず、また、申立人の住所歴や同僚の異動時期から推認することはできないものの、申立人は「昭和44年4月25日に本社から給料を支給されていたことを記憶しているので、申立期間当時は本社勤務だったと思う。」旨供述していることから、同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における昭和44年3月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが

妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

ただし、法人登記簿によれば、現在のA株式会社は、平成18年4月に設立され、21年1月に旧A株式会社から商業譲渡を受けた同名の事業所であり、譲渡前のA株式会社に係る債務については、責に任じないと明記されている。

山形厚生年金 事案 1147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成2年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、株式会社Aに平成2年2月28日まで勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、株式会社Aからの回答及び同僚の供述から、申立人は、平成2年2月28日まで同社に勤務していたと認められる。

また、株式会社Aでは、「申立人は、平成2年2月28日まで正社員として勤務し、給与から同年2月分の厚生年金保険料を控除していた。」と回答しているとともに、申立人と同時期に同社を退職した者の中には、オンライン記録上、被保険者資格の喪失日が同年3月1日とされている者が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成2年1月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと回答しているが、これを確認できる資料は無い上、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出た

にもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年9月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、学校を卒業後、集団就職のため上京し、昭和19年4月から20年8月までA株式会社B事業所に勤務していた。一緒に上京し、共に同じ事業所で働いていた同僚は、厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年3月3日付けA株式会社B事業所長発行の「身分証」及び同時期に同僚と撮影した複数の写真を所持しており、また、当時の所属部署、給与日額、社員寮の住所及び部屋番号を具体的に記憶していることから、申立人は申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が、同時期に上京し、当該事業所で一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚6人は、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、いずれも昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、20年9月1日に同資格を喪失したことが確認できる。

さらに、当該同僚6人（1人は死亡、1人は所在不明。）のうち4人に対

し、申立期間当時の状況について照会したところ、回答を得られた3人は、いずれも「集団就職のため申立人と一緒に上京の上、当該事業所に勤務し、共にC課に所属した。」旨供述しているほか、このうち一人は「事業所を退職して帰郷するときも申立人と一緒だった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該期間に係る上記同僚全ての標準報酬月額が40円であることから、40円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月1日から20年9月1日までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和50年12月から51年9月までを12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月1日から54年1月1日まで
ねんきん定期便で確認したところ、A株式会社における申立期間に係る標準報酬月額が相違していた。給与証明書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額の調査、確認をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和50年12月から51年9月までの標準報酬月額については、申立人が所持する51年分の給与証明書に記載された控除額から算出した厚生年金保険料の控除額から判断し、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が給与証明書から推認できる厚生年金保険料に見合う報酬月額の出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 53 年 12 月までの期間については、申立人が所持する 51 年分及び 52 年 7 月分の給与証明書並びに 53 年分及び 54 年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年9月までの期間、50年1月から同年3月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から48年9月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和51年4月から52年3月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間について納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和43年から50年頃に自宅を訪れた町役場の女性職員に国民年金の加入を勧められ、その職員に私と夫の加入手続を依頼したほか、36年4月から加入手続時までの国民年金保険料全額（夫婦二人分で24万円）を現金で手渡し、納付を依頼した。

また、それ以降の期間は、居住する地区の納付組織又は金融機関の職員に集金を依頼して保険料を納付していた。申立期間に係る保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、国民年金の加入手続に併せて、昭和36年4月以降の国民年金保険料をA町役場の職員に現金で手渡し、一括納付した旨主張しているが、同町では、「当時、町役場の担当職員が国民年金の未加入者宅を訪問し、国民年金の加入勧奨を行うことはなかった。なお、加入後の未納者については、現年度保険料の集金を行っていたことがあったかも知れないが、その時期は定かではなく、過年度保険料は集金していなかった。」旨回答しており、申立人及びその夫が同町において国民年金の加入手続と併せて保険料を納付したことを裏付ける供述等は得られない。

また、国民年金手帳記号番号総括払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 4 月 22 日に B 社会保険事務所（当時）から A 町に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立人は国民年金の加入手続をこの時期に行っているものと推認できるが、これを前提として、同年 4 月に申立人の主張どおり加入手続と併せて 36 年 4 月から同手続時までの国民年金保険料を夫婦で一括納付したとすると、その所要額は、申立人が納付のために手渡したとする金額よりも高額となる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る保険料を現金で一括納付した旨主張しているが、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料（60 か月分）として 5 万 4,000 円、その夫は 36 年 4 月から 44 年 3 月までの保険料（96 か月分）として 8 万 6,400 円を第 2 回特例納付実施期間（49 年 1 月 1 日から 50 年 12 月 31 日まで）が終了する直前の 50 年 12 月 25 日にそれぞれ特例納付していることが確認できるほか、48 年 10 月から 49 年 12 月までの保険料は申立人及びその夫のいずれも過年度納付（48 年 10 月から同年 12 月までの納付日は不明、49 年 1 月から同年 12 月までの納付日は 51 年 8 月 5 日。）されていることが確認でき、保険料を一括で納付したとする申立人の主張とは一致しない。

加えて、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立期間②の前後の期間は、保険料を過年度納付又は追納していることが確認でき、前後の納付状況を踏まえると、国民年金の加入手続と同時期に申立期間②の保険料のみを納付するとは考え難い。

申立期間③について、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申請免除期間とされ、その前年度は、申立人及びその夫は、保険料の申請免除後、昭和 60 年 4 月 30 日に保険料を追納していることが確認できる上、申立人は、申立期間③に係る保険料の納付方法について、居住地区の納付組織又は金融機関の職員に納付を依頼したと記憶するのみで、具体的な納付時期や納付金額に関する記憶は定かではない。

また、戸籍の附票によると、申立人は申立期間及びその前後を通じて A 町以外に住所の異動が無いことから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 8 月 1 日から 15 年 10 月 10 日まで

年金事務所に株式会社Aに係る厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、当時の給与月額と標準報酬月額が相違していることが分かった。

私の申立期間当時の給与月額は 34 万円であり、給与が減額されたことはなかった。当時の給与明細書を添付するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係るオンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 12 年 8 月の随時改定で 26 万円、13 年 10 月の定時決定で 26 万円、同年 11 月の随時改定で 22 万円、14 年 10 月及び 15 年 9 月の定時決定で 22 万円とされていることが確認できるところ、当該標準報酬月額が遡って減額訂正処理された形跡は見当たらないほか、同期間の標準報酬月額は、B健康保険組合における申立人の記録と一致している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 12 年 11 月から 13 年 4 月までの期間、同年 10 月から 14 年 2 月までの期間、同年 6 月、同年 8 月から同年 10 月まで

の期間、同年 12 月、15 年 2 月から同年 5 月までの期間及び同年 8 月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、報酬月額に基づく標準報酬月額よりも低く、それはオンライン記録と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象にならないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 12 年 8 月から同年 10 月までの期間、13 年 5 月から同年 9 月までの期間、14 年 3 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月、同年 11 月、15 年 1 月、同年 6 月、同年 7 月及び同年 9 月については、申立人は、給与明細書を所持しておらず、また、株式会社 A は、当該期間当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、当該期間における保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1151 (事案 246、995 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から34年3月31日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) 社会保険事務所(当時)が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和32年度は128人、34年度は212人であるのに対し、申立期間の33年度は一人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人から保険料控除を示す新たな資料として、元同僚の昭和34年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証(32年2月及び34年1月交付)が提出されたが、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる34年4月から同年11月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、平成22年6月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料としてA事業所の後継事業所長名の文書を提出しているが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1152（事案 256、996 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年11月27日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) 社会保険事務所（当時）が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和32年度は128人、34年度は212人であるのに対し、申立期間の33年度は一人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人から保険料控除を示す新たな資料として、元同僚の昭和34年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証（32年2月及び34年1月交付）が提出されたが、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる34年4月から同年11月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、平成22年6月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料としてA事業所の後継事業所長名の文書を提出しているが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1153 (事案 255、997 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年12月6日まで

申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) 社会保険事務所(当時)が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和32年度は128人、34年度は212人であるのに対し、申立期間の33年度は一人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月2日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

その後、申立人から保険料控除を示す新たな資料として、申立人の昭和34年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証(32年2月及び34年1月交付)が提出されたが、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、オンライン記録から、申立期間以降に当たる34年4月から同年11月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、平成22年6月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料としてA事業所の後継事業所長名の文書を提出しているが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1154（事案 257、998 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間に A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) 社会保険事務所（当時）が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間の 33 年度は一人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

その後、申立人から保険料控除を示す新たな資料として、元同僚の昭和 34 年分給与所得源泉徴収票及び申立人の失業者の退職手当受給資格証（32 年 2 月及び 34 年 1 月交付）が提出されたが、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる 34 年 4 月から同年 11 月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料としてA事業所の後継事業所長名の文書を提出しているが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1155（事案 251、999 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間に A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) 社会保険事務所（当時）が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間の 33 年度は一人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

その後、申立人から保険料控除を示す新たな資料として、元同僚の昭和 34 年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証（32 年 2 月及び 34 年 1 月交付）が提出されたが、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる 34 年 4 月から同年 11 月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料としてA事業所の後継事業所長名の文書を提出しているが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1156（事案 248、1000 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間に A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) 社会保険事務所（当時）が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間の 33 年度は一人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

その後、申立人から保険料控除を示す新たな資料として、元同僚の昭和 34 年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証（32 年 2 月及び 34 年 1 月交付）が提出されたが、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる 34 年 4 月から同年 11 月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料としてA事業所の後継事業所長名の文書を提出しているが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1157（事案 253、1001 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から同年11月17日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) 社会保険事務所（当時）が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和32年度は128人、34年度は212人であるのに対し、申立期間の33年度は一人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月2日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

その後、申立人から保険料控除を示す新たな資料として、元同僚の昭和34年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証（32年2月及び34年1月交付）が提出されたが、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる34年4月から同年11月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、平成22年6月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料としてA事業所の後継事業所長名の文書を提出しているが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1158 (事案 247、1002 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間に A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) 社会保険事務所(当時)が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間の 33 年度は一人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

その後、申立人から保険料控除を示す新たな資料として、元同僚の昭和 34 年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証(32 年 2 月及び 34 年 1 月交付)が提出されたが、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる 34 年 4 月から同年 11 月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料としてA事業所の後継事業所長名の文書を提出しているが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1159（事案 249、1003 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間に A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) 社会保険事務所（当時）が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間の 33 年度は一人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

その後、申立人から保険料控除を示す新たな資料として、元同僚の昭和 34 年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証（32 年 2 月及び 34 年 1 月交付）が提出されたが、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる 34 年 4 月から同年 11 月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料としてA事業所の後継事業所長名の文書を提出しているが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1160 (事案 258、1004 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 12 月 6 日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間に A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) 社会保険事務所(当時)が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間の 33 年度は一人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

その後、申立人から保険料控除を示す新たな資料として、元同僚の昭和 34 年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証(32 年 2 月及び 34 年 1 月交付)が提出されたが、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる 34 年 4 月から同年 11 月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料としてA事業所の後継事業所長名の文書を提出しているが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1161 (事案 252、1005 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年11月20日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) 社会保険事務所(当時)が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和32年度は128人、34年度は212人であるのに対し、申立期間の33年度は一人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月2日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

その後、申立人から保険料控除を示す新たな資料として、元同僚の昭和34年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証(32年2月及び34年1月交付)が提出されたが、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる34年4月から同年11月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、平成22年6月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料としてA事業所の後継事業所長名の文書を提出しているが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1162 (事案 250、1006 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 16 日から同年 11 月 15 日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間に A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) 社会保険事務所(当時)が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の年度の厚生年金保険被保険者資格取得者数の推移を見ると、昭和 32 年度は 128 人、34 年度は 212 人であるのに対し、申立期間の 33 年度は一人であること、iii) 申立期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

その後、申立人から保険料控除を示す新たな資料として、元同僚の昭和 34 年分給与所得源泉徴収票及び元同僚の失業者の退職手当受給資格証(32 年 2 月及び 34 年 1 月交付)が提出されたが、当該源泉徴収票は、社会保険料の控除額の記載はあるが、この元同僚のオンライン記録から、申立期間以降に当たる 34 年 4 月から同年 11 月までの金額であることが推認される上、退職手当受給資格証には、厚生年金保険の保険料を控除されていたことを示す記載は見当たらないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、平成 22 年 6 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料としてA事業所の後継事業所長名の文書を提出しているが、その内容を検証しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 1 日から 32 年 6 月 21 日まで
② 昭和 32 年 7 月 22 日から同年 11 月 20 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は申立期間当時、A株式会社勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入の有無について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA株式会社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立人の具体的な供述及び元同僚等の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A株式会社では、「申立期間当時の関連資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」旨回答しており、申立てを裏付ける関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち、A株式会社における厚生年金保険の加入記録が確認できる者で連絡が可能な4人、及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者で連絡が可能な者9人の合計13人に照会したところ、9人から回答を得られたが、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認できる供述は得られなかった。

さらに、これらの同僚のうち一人は、「当時、入社後すぐ厚生年金保険に加入する人は少なく、ほとんどの従業員がしばらく勤務してから厚生年金保

険に加入させてもらっていた。」旨回答しているところ、同社に係るオンライン記録によると、当該同僚は、同社に入社したとする日から約2年後に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、このほかにも、自身の勤務期間について回答が得られた同僚7人のうち5人は、同社において勤務を開始したとする日より後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和29年から33年までの健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 12 日から 36 年 9 月 9 日まで
② 昭和 37 年 5 月 1 日から 41 年 12 月 23 日まで

日本年金機構から「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」というはがきをもらった。

私は、A事業所及びB株式会社に勤務していた期間について、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無く、脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、B株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年4月5日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人に脱退手当金が支給決定された時期に近接して、申立人に分娩費及び出産手当金が支給された記録が確認できるところ、申立人はこれらの手当金等の請求をした記憶は無いが、受給した記憶はあると述べていることから、申立人がこれら手当等と脱退手当金を同時に受給した可能性も否定できない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。